

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第60号 開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、放課後児童健全育成事業について、公費負担と受益者負担の割合を見直し、受益者負担を軽減することにより子育て支援のさらなる充実を図るため、開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

では、議案を読み上げます。

議案第60号 開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

今回の改正のポイントは3点ございます。

1点目は、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育が児童福祉法に明確に位置付けられたことに伴い、根拠法令が改正となること。2点目は、利用者負担の額について、これまで規則で定めていたものを条例に定めるものとする。3点目は、利用者負担金の額を改定することです。

1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例。

開成町放課後児童健全育成事業負担金条例（平成17年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

左が改正後、右が改正前の表でございます。

第1条、趣旨でございます。下線部分、改正前、地方自治法から、改正後、児童福祉法第34条に改正します。

また、改正前、第2条の定義を削除し、改正前の第3条、負担金の納入等を改正後は第2条に繰り上げます。

改正後の第2条2項では、負担金の額を示しています。現行規則で定めている負

担金の額と比較して申しあげますと、小学校１年生では、１万２千円が１万円に、小学校２年生では、１万円が８千円に、小学校３、４年生では、９千円が７千円に、それぞれ２千円を減額するものです。

これまで学童保育の利用ニーズに対応するために、実施場所及び実施日数を確保するなど体制整備を進めてきたことにより、国、県からの公費歳入が増額となりました。これに町の負担を加えた公費負担と利用者負担の割合を見直し、減額が実現したものでございます。

以下、改正前第４条から次ページ、第６条が１条ずつずれて、改正後の第３条から次ページ、第５条となります。

最後に附則でございます。１、施行期日は令和２年４月１日からといたします。

２、経過措置といたしまして、改正後の規定は、令和２年度以降の負担金について適用し、令和元年度までの負担金についてはなお従前の例による、としています。これは今年度までの負担金未納者への対応として、児童が利用した時の金額を負担することとしています。

説明は以上です。審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて、討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第６０号 開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。